

【案件】指定介護予防支援事業者の指定について

介護保険法第 115 条の 22 第 4 項に基づき、指定介護予防支援事業者の指定について、下記（案）のとおりに考えておりますので委員の皆様にご意見を伺います。別紙ご意見聴収用紙に記載をしていただくようお願いいたします。

1 指定介護予防支援事業者の指定基準についての取扱い（案）

指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請については、堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 条）が準用する厚生労働省が定める指定基準※に基づき指定を行うこととする。

＜市独自の基準を設けない理由＞

法改正により指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定申請ができることとされた趣旨は、地域包括支援センターの業務負担の軽減を進めるためである。本市においても地域包括支援センターから居宅介護支援事業者への委託は 9 割を超えており、これらの事業者の一部が介護予防支援事業者の指定を受けプラン作成をする場合、地域包括支援センターの業務は軽減されることが見込まれる。このことから、本市において国の指定基準より厳しい市独自の指定基準を設け、指定対象の拡大を妨げることは適当ではないと考える。

一方で、市が独自に国の指定基準より緩和する指定基準を設けることは、サービスの質の低下につながる可能性があり、利用者の不利益となりかねない。

以上のことから、現時点では市独自の指定基準を設ける必要はないと考えるため。

※厚生労働省が定める指定基準

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）

＜主な介護予防支援事業者の指定基準＞

- ・事業所ごとに介護支援専門員 1 名以上を置くこと
- ・事業所の管理者は常勤の主任介護支援専門員であること

2 指定介護予防支援事業者の指定の報告についての取扱い（案）

介護保険法第 115 条の 22 第 1 項に基づく指定介護予防支援の指定をしたときは、直近開催の堺市地域介護サービス運営協議会において報告をすることとする。

＜事後報告とする理由＞

厚生労働省が定める指定基準に基づき指定を行う場合、申請内容が指定基準に適合していれば指定を行うこととなり、本市に裁量の余地がないため。